

主な改定内容

長野県設計業務等共通仕様書の一部改定について

技術管理室

1 改定対象

測量業務共通仕様書〔令和7年10月1日適用〕
地質・土質調査共通仕様書〔令和7年10月1日適用〕
設計業務共通仕様書〔令和7年10月1日適用〕

2 主な改定内容

国土交通省各種共通仕様書（案）令和8年3月に準拠した改定

- ・国土交通省 測量業務共通仕様書（案）
- ・国土交通省 地質・土質調査業務共通仕様書（案）
- ・国土交通省 土木設計業務共通仕様書（案）

3 改定内容

＜測量業務共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、設計業務共通仕様書＞共通

①第1章 総則 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [※一部見直し](#)

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を付した書面によって監督員に連絡しなければならない（※）。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

※メール、情報共有システム等、記録（書面）に残るものとし、口頭のみによる連絡は不可。

（適用）

- ・測量業務共通仕様書：1-1-36 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2.
- ・地質・土質調査共通仕様書：2-1-36 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2.
- ・設計業務共通仕様書：3-1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2.

＜地質・土質調査共通仕様書＞

②第2章 機械ボーリング 2-2-4 成果品 [※一部見直し](#)

- (3) 採取したコア提出の要否は、監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは[標本箱試料箱（コア箱）](#)に[収納し](#)、調査件名・孔番号・深度等を記入し、[提出するものとする](#)。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。[提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について監督員と協議するものとする。](#)

＜設計業務共通仕様書＞

③第1章 総則 3-1-2 用語の定義

※一部見直し(追記)

30. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、~~発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）した情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。~~
ただし、~~やむを得ず、情報共有システムを用いて作成し用いない場合は、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなく発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。~~

④第4編 河川編 第1章 河川環境調査 第3節 河川水辺環境調査

※項目追加

4-1-13 魚類環境 DNA 調査

※魚類環境 DNA 調査における、業務目的・業務内容（計画準備、現地調査計画策定、現地調査、分析、調査成果のとりまとめ、照査、報告書作成）の追加

⑤第4編 河川編 第1章 河川環境調査 第3節 河川水辺環境調査

※一部見直し(追記)

4-1-16 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、集団分布地の状況を把握することを目的とする。

⑥第4編 河川編 第1章 河川環境調査 第3節 河川水辺環境調査

※一部見直し(追記)

4-1-19 河川環境基図作成調査

2. 業務内容

(3) 現地調査計画策定

受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地調査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。

なお、計画作成にあたっては、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

⑦その他 ※一部修正

- ・適用すべき諸基準類との整合（適用年月日）
- ・誤記の修正等

※④～⑥については、第6編ダム編も同様に見直し。

（⑥はダム湖環境基図作成調査）

4 適用年月日

令和8年10月1日以降に起工起案する業務から適用する。